

産税の疑問にお答えします

■住民税(市・県民税)

Q1.高浜市の税率は近隣市より高いの?



A.住民税は、基本的に全国一律です。同じ条件で税額を計算して税額が変わることはありません。税率もほとんどの市町村が市町村民税6%、道府県民税4%です。高浜市が他市と比べ住民税が高いということはありません。



Q2.「住民税」ってなに?



A.住民税は、高浜市内に住民登録があるかどうか、毎年1月1日現在の状況で判断し、前年1年間における所得をもとに算定される税額を納める税金です。一般に道府県民税と市町村民税を合わせて住民税とよばれています。住民税は個人だけでなく、法人も含まれます。

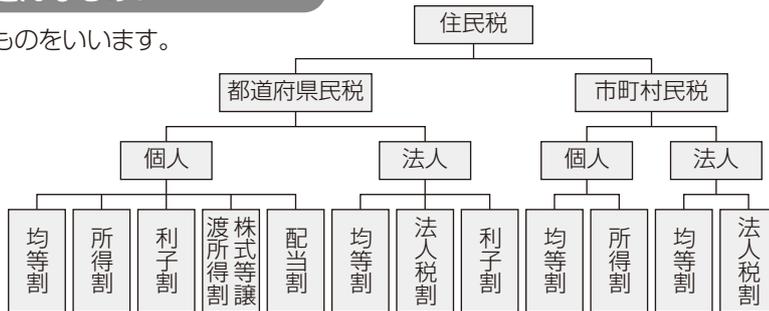


Q3.「住民税」って具体的にはどんなもの?



A.住民税とは次のようなものをいいます。

税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する均等割、その人の所得金額に応じて負担する所得割とから構成されています。



Q4.個人住民税はどんな人が納めるの?



A.住民税を納める人(納税義務者)は、次のとおりです。

納税義務者 納める住民税	市(区)町村内に住所がある人	その市(区)町村内に住所はないが、 事務所、事業所又は家屋敷のある人
均等割	○	○
所得割	○	—



Q5.「個人住民税が課税されない人」って?



A.住民税が課税されない人(所得割も均等割もかからない人)
 (ア)生活保護法によって生活扶助を受けている人
 (イ)障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下(給与所得者の年収に直すと2,044千円未満)であった人



Q6.「個人住民税均等割の税率・所得割の計算方法」って?



A.個人の住民税の均等割
 道府県民税年額1,000円(標準税率、ただし愛知県は「あいち森と緑づくり税」を含むため1,500円)、市町村民税年額3,000円(標準税率)と定められています。
 *標準税率とは、税率を決める場合に通常これによることとされている税率です。
 個人の住民税の所得割の計算方法 ☆所得割の税額は、一般に次のような方法で計算されます。

$$\frac{\text{所得金額} - \text{所得控除額}}{\text{課税所得金額}} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$



Q7.「個人住民税均等割・所得割がかからない人」って?



A.均等割がかからない人
 前年の合計所得金額が、市の条例で定める金額〔28万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)〕以下である人。
 所得割がかからない人
 前年の総所得金額等が、35万円に本人、控除対象配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者または扶養親族がある場合は、その金額にさらに32万円を加算した金額)以下の人



そのほかにも、ご質問がありましたら、お気軽に税務グループまでお尋ねください。

問合せ先 市役所税務グループ ☎52-1111 市民税担当 内線246・247・253 固定資産税担当 内線244・245・258